

日仏会館505

日本フランス語フランス文学会(SJLLF)と日本フランス語教育学会(SJDF)との 共同利用に関する覚書

1) 日仏会館との契約と賃貸料

契約は別々に日仏会館と結ぶ

賃貸料は SJLLF が三分の二、SJDF が三分の一を、別々に支払う

倉庫も別々に賃貸する

2) 使用日

原則として、SJLLF 月曜日・水曜日・金曜日 / SJDF 火曜日 を使用日とする

その他の曜日については、その都度互いに申し出ることとし、原則先に申し込

んだほうが使用できる

3) 通信

電話は別々に契約する

インターネットは SJLLF の契約料の三分の一を SJDF が SJLLF に現金で支払

うことで共有し、SJLLF は領収書を発行する

郵便受けはそれぞれに持つ

4) コピー

原則として SJDF は SJLLF のコピー機を使わない。使用した場合は、ノートに使用

枚数を記入し、1 枚 10 円として月毎に現金で支払い、SJLLF は領収書を発行する

5) 部屋のスペースの利用方法

SJDF 三分の一、SJLLF 三分の二を原則とするが、共有スペースも確保して空

間の有効利用をはかる

6) 備品、資料等の管理と使用

原則として備品の共有はしない

貴重品や個人情報の管理は、それぞれが責任をもって行う

7) 覚書内容の見直し

運用を始めて問題が生じた場合には、両学会の代表による話し合いの上、内

容を調整する

日本フランス語フランス文学会

会長 柏木 隆雄

日本フランス語教育学会

会長 西山 教行

2016 年 6 月 3 日

柏木 隆雄 

2016 年 6 月 6 日

西山 教行 